

第6章 通信連絡

第1節 非常通話

- 1 水防のための連絡は、主として加入電話等により行うものとする。
- 2 非常通話の取扱要領は、資料様式編第4のとおりである。
- 3 非常通話の電話番号は、資料様式編第5のとおりである。

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて県警無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡ができるよう、あらかじめ経路を選定する。

第3節 伝令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両その他の施設を設置する。

第4節 気象予警報等の連絡

盛岡地方気象台が発表する気象予警報等が、県知事から岩手県総合防災情報システム、岩手県防災行政無線（衛星系）で送信されたとき及び東日本電信電話株式会社（虎ノ門情報案内センター）から警報事項が送信されたときは、地域住民に対し、緊急に警報等を周知する。

第5節 水防信号

法第13条の規定による水防信号は、資料様式編第6のとおりである。